

滋賀労働局からのお知らせ

令和8年度の労働保険年度更新手続は、

6月1日（月）～7月10日（金）

までにお願ひします。

年度更新手続

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、「令和7年度の確定保険料と一般拠出金(石綿健康被害救済法)」及び「令和8年度の概算保険料」を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

保険料の申告・納付

保険料の申告・納付は、電子申請いただくほか、“最寄りの金融機関”(銀行・信用金庫・郵便局など)、“労働基準監督署”、“ハローワーク”(申告のみ)、“社会保険・労働保険徴収事務センター”(申告のみ)、又は“滋賀労働局労働保険徴収室”で手続できますので、早めにお済ませください。

なお、口座振替の事業場は、金融機関に申告書を提出することができません。
また、郵送による申告書の提出(滋賀労働局労働保険徴収室宛)も可能です。



申告書の受付・相談会

県内各地で年度更新申告書の受付・作成方法の相談会を開催しますのでご利用ください。

開催日時	会場	所在地	電話番号
6月8日(月) 9:30~15:30	長浜商工会議所 第1会議室	長浜市高田町 12-34	0749-62-2500
6月10日(水) 9:30~15:30	草津商工会議所 1階セミナールーム	草津市大路2丁目 1-35 キラリ工草津 1階	077-564-5201
6月11日(木) 9:30~15:30	甲賀市勤労青少年ホーム 講習研修室	甲賀市水口町北内貴 1-1	0748-63-2952
6月17日(水) 9:30~15:30	守山商工会議所 101号室	守山市吉身3丁目 11-43	077-582-2425
6月19日(金) 9:30~15:30	長浜商工会議所 第1会議室	長浜市高田町 12-34	0749-62-2500
6月26日(金) 9:30~15:30	甲賀市勤労青少年ホーム 講習研修室	甲賀市水口町北内貴 1-1	0748-63-2952
6月29日(月) 9:30~15:30	ハローワーク高島2階会議室※ (大津公共職業安定所 高島出張所)	高島市安曇川町末広 4丁目 37	0740-32-0047
7月7日(火) 9:30~15:30	彦根公共職業安定所 1階会議室	彦根市西今町 58-3 (彦根地方合同庁舎 1階)	0749-22-2500
7月8日(水) 9:30~15:30	東近江労働基準監督署 1階会議室	東近江市八日市緑町 8-14	0748-41-3367
7月1日(水) ～ 7月10日(金) の開庁日	9:30~16:00 滋賀労働総合庁舎 3階会議室 (大津労働基準監督署 会議室)	大津市打出浜 14-15	077-522-6520

【注意事項】 諸事情により中止する場合があります。中止の場合は、滋賀労働局ホームページでお知らせします。

※6/30 ハローワーク高島会場は、駐車場狭隘のため、隣接する近新駐車場をご利用ください。

お問合せは、滋賀労働局労働保険徴収室まで。電話 077-522-6520

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数 (WBGT) の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請